

事故車等の排除業務に係る有償運送許可の取扱いにおける注意点について

- (1) 平成 26 年度以降に実施する研修会を受講し、許可申請される場合、許可証の有効許可期間が 1 年間から 3 年間に変更となりました。有効許可期間の変更に伴い、毎年受講する義務がなくなり、3 年毎の受講に変更となりました。

例：始期 令和 7 年 6 月 1 日 ～ 終期 令和 10 年 5 月 31 日

※ただし、研修日より 1 年以内に 1 台も許可申請を行わなければ申請権利が消滅します。その場合、翌年度以降の研修会に参加していただかなければ、申請が出来ませんのでご注意下さい。
※許可期間中における増車、車両入替はその都度申請可能です。

- (2) 平成 26 年度以降に許可申請される場合、許可を得ようとする車積載車について、被害者 1 名当たりの補償額を**無制限**とする対人賠償保険等に参加しなければなりません。
(5,000 万円以上から無制限に変更となりました。)

- (3) 車積載車を複数台お持ちの事業者で、許可期間にバラつきがある場合、2 台目以降は、1 台目の有効許可期間の終期を合わせた許可期間で交付されます。

例：1 台目の許可期間 始期 令和 7 年 6 月 1 日 ～ 終期 令和 10 年 5 月 31 日
2 台目以降の許可期間 始期 令和 7 年 9 月 1 日 ～ 終期 令和 10 年 5 月 31 日

※許可申請を一度出すと、その後許可期間の変更は出来ませんのでご注意下さい。

- (4) 以下の条件時に許可証の再交付申請が出来ることとなりました。
- ・紛失または破損した場合
 - ・人格が変わらない単なる氏名又は名称の変更
 - ・自動車登録番号標または車両番号標の滅失、き損等による自動車登録番号標等の変更の場合

※この場合、有効許可期間を引き継ぎます。

- (5) 希望する許可期間の始期 3 ヶ月前から 1 ヶ月前までの 2 ヶ月間で許可申請しなくてはなりません。

例： 許可期間 令和 7 年 9 月 1 日 から許可を受ける場合、
申請期間は 令和 7 年 6 月 1 日 ～ 令和 7 年 8 月 1 日までの 2 ヶ月間

- (6) 受講人数は 1 事業者、1 名と致します。

※同一事業者で、車積載車を複数お持ちの場合は、1 事業者 1 名の受講で複数の車積載車の許可申請を行えます。但し研修内容について社内教育を行う必要があります。

※車積載車の登録番号が県外の場合は、滋賀運輸支局には申請できません。